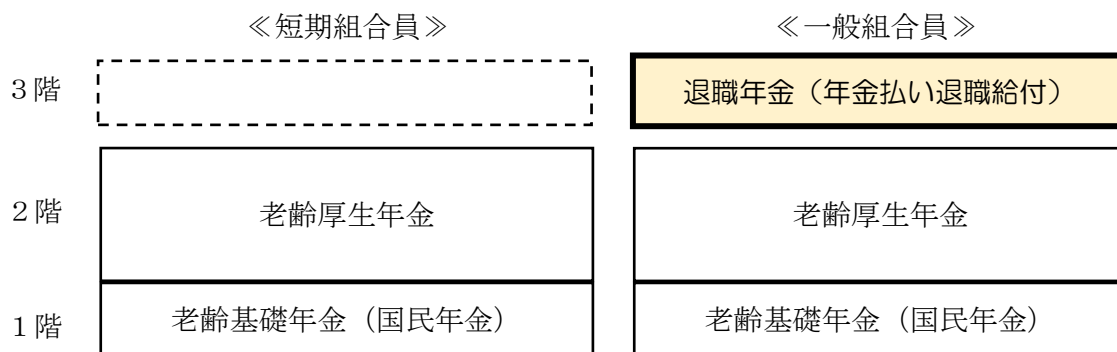


令和4年10月の制度改正に伴う年金関係の変更点

加入する厚生年金制度の比較

	任用形態	改正前	改正後
短期組合員	臨時的任用職員	公立学校共済組合	日本年金機構
	任期付職員（短時間）	日本年金機構	日本年金機構
	再任用職員（短時間）		
	会計年度任用職員（短時間）		
	会計年度任用職員（フルタイム）		
一般組合員	会計年度任用職員（13月以上のフルタイム）	公立学校共済組合	公立学校共済組合
	任期付職員（フルタイム）		
	再任用職員（フルタイム）		
	任期の定めのない常勤職員（フルタイム）		

- ◆短期組合員は、日本年金機構の厚生年金被保険者となるため、退職年金（年金払い退職給付）は適用されません。



- 一般組合員となったとき（短期組合員から一般組合員への種別変更を含む）… 年金グループに提出
 - ・公的年金制度加入期間等報告書
 - ・年金受給権者再就職届書（公務員共済組合の年金を受給している方のみ）
- 一般組合員が年度途中で退職するとき … 退職者が判明した場合は、年金グループへ連絡
 - ・退職届書（連絡に基づき当支部より送付しますので、折り返し提出願います。）
 - ・退職改定手続（老齢厚生年金を受給している方は自宅あてに書類を送付します。）

※年度末（3/31）の退職者については、任命権者からの報告により手続を行うため、連絡は不要です。
- 一般組合員から短期組合員へ種別変更されたとき … 年金グループへ連絡
 - ・退職届書は不要です。連絡のみお願いします。
 - ・退職改定手続（老齢厚生年金を受給している方は自宅あてに書類を送付します。）
- 短期組合員となったとき
年金グループでの手続はありません。
- 短期組合員が退職するとき
年金グループでの手続はありません。

令和4年10月1日の制度改正により「一般組合員」から「短期組合員」となった方については、令和4年9月30日までの一般組合員の期間を将来の年金受給に備えて順次、「待機者」として登録しています。